

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示の一部改正 (会計課)	773
○令和4年度3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	〃
○落札者の決定 (入札課)	775
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住促進特別区域の指定 (地域政策室、農村振興課)	〃
○京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例に基づく移住促進特別区域の変更 ()	〃
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (山城北保健所)	776
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害者支援課)	〃
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止 ()	777
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 ()	〃

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害者支援課)	779
○救急病院である旨の告示 (医療課)	780
○公共測量の実施 (用地課)	〃

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (南丹広域振興局)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (中丹東土木事務所)	〃

選挙管理委員会

○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	781
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃

正 誤

○令和4年10月7日付け京都府公報第350号中	〃
-------------------------	---

告 示

京都府告示第569号

京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示（昭和60年京都府告

示第227号）の一部を次のように改正し、令和4年10月17日から施行する。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表同西院支店の項中「京都市右京区西院平町14番」を「京都市右京区西院巽町38番地の2」に改める。

京都府告示第570号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和4年度3・4月自衛官（自衛官候補生）の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

- ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)
URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>
Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp
- イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181 (第5キョートビル1F)
(電話 (075) 361-5587)
- ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412 (シエモア河原町1F)
(電話 (075) 221-3266)
- エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9 (春風堂ビル1F)
(電話 (0773) 23-0416)
- オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190
(電話 (0773) 63-3272)
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5 (S.C OKUBO ビル202号室)
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975 (ミックビル1F)
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験 (国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 試験期日・受付期間及び試験場

試験期日・受付期間及び試験会場 ※1

方式	受付期間※2	筆記試験期日	筆記試験会場	口述試験・身体検査期日	口述試験・身体検査会場
WEB方式	令和4年11月16日 (水)まで(必着)	令和4年11月22日 (火)・令和4年 11月23日(水)の いずれか1日	任意の場所	令和4年11月26日 (土)	海上自衛隊舞鶴地方総監部 (舞鶴市余部下1190)
	令和4年12月2日 (金)まで(必着)	令和4年12月12日 (月)・令和4年 12月13日(火)の いずれか1日		令和4年12月17日 (土)	陸上自衛隊桂駐屯地(京都市西京区川島六ノ坪町)

※1 試験日等は、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで(必着)

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)



京都府告示第571号

落札者を次のとおり決定した。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 購入物品の名称及び数量
複写機用紙（A 3 830箱（1,245,000枚）、A 4 14,550箱（36,375,000枚）、B 4 2,040箱（5,100,000枚）、B 5 470箱（1,175,000枚））
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部入札課
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- 3 落札決定日
令和4年9月2日
- 4 落札者の名称及び所在地
村上紙業株式会社
京都市右京区西京極南庄境町39番地
- 5 落札金額
32,949,140円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年1月14日



京都府告示第572号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号）第6条第1項の規定

により、次のとおり移住促進特別区域を指定した。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

移住促進特別区域の名称	移住促進特別区域に含まれる土地の区域	指 定 年 月 日
宮津市宮津地区	宮津市字本町、魚屋、新浜、宮本、万町、京街道、大久保、柳縄手、島崎、金屋谷、小川、万年、万年新地、池ノ谷、蛭子、宮町、白柏、河原、住吉、漁師、川向、杉末、鶴賀、外側、中ノ丁、吉原、安智、木ノ部、馬場先、京口町、京口、松原、獵師、鍛冶、滝馬、宮村、惣、皆原、山中、波路、波路町、獅子崎、浜町、喜多小字福田	令 4.10.14
綾部市綾部地区	綾部市相生町、青野町、綾中町、井倉新町、井倉町、上野町、駅前通り、川糸町、幸通り、神宮寺町、新宮町、新町、田野町、田町、月見町、寺町、天神町、中ノ町一丁目、中ノ町二丁目、中ノ町三丁目、並松町、西新町、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、野田町、広小路一丁目、広小路二丁目、広小路三丁目、広小路四丁目、本宮町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、味方町、宮代町、若竹町、若松町	
綾部市中筋地区	綾部市岡町、延町、上延町、大島町、高津町、安場町	



京都府告示第573号

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号）第6条第4項の規定により、次のとおり移住促進特別区域を変更した。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

移住促進特別区域の名称	変更した事項	変更前	変更後	変更理由	変 更 年 月 日
宮津市上宮津地区	移住促進特別区域に含まれる土地の区域	宮津市字小田、字喜多、字今福	宮津市字小田、字喜多（小字福田を除く）、字今福	これまで、字喜多全域を上宮津地区の一部として特区指定していたが、字喜多小字福田については、宮津地区として指定申出（9月12日付）することとなり、上宮津地区からは除く必要が生じたため。	令 4.10.14



京都府告示第574号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和 4 年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
宇治市大久保町田原20の3の一部(次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。



京都府告示第575号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 4 年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社こころ	児童発達支援	児童発達支援びーぶびーぶ	京田辺市三山木野神52の6 プエルト I ビル1階	令 4. 3. 1
〃	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスくっくどうーどうー	〃	〃
合同会社F o r A l l	児童発達支援	とらいひろば京田辺	京田辺市興戸犬伏17の8 アデストビル201	〃
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
株式会社フェローシップ	児童発達支援	ジョイアスリビングウィズ	亀岡市千代川町小林西芝15の2	4. 4. 1
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
特定非営利活動法人令和	〃	放課後等デイサービスピーナッツ向日町教室	向日市上植野町吉備寺8	〃
合同会社NOMAL LIFE	〃	放課後等デイサービスGROW	長岡京市柴の里1の22 寿々屋ビル3F	〃
合同会社コクシネル	児童発達支援	TOMOMO	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目27の9	4. 4. 11
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃
〃	保育所等訪問支援	〃	〃	〃

株式会社うさかめ	放課後等デイサービス	ケアセンターうさかめ	宇治市伊勢田町砂田144の2	4. 5. 1
株式会社ピースプラント	児童発達支援	スモールステップ	相楽郡精華町相楽大徳35の1 3の1	〃
〃	放課後等デイサービス	〃	〃	〃



京都府告示第576号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり、指定障害児通所支援事業者から廃止の届出があった。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社こころ	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスぶるどっぐ	京田辺市河原食田10の19 大東田辺ビル1F	令 4. 3. 16
株式会社かおり福祉会	保育所等訪問支援	かおり之園	宇治市伊勢田町ウトロ1の6	4. 3. 31
社会福祉法人同胞会	放課後等デイサービス	社会福祉法人同胞会放課後等デイサービス心（COCO）second	〃 〃 南山47の1	〃
株式会社フェローシップ	児童発達支援	ジョイアスリビング	亀岡市大井町土田二丁目12の11	〃
特定非営利活動法人とともに	居宅訪問型児童発達支援	すくすく	木津川市市坂久保川11の1	〃
〃	保育所等訪問支援	〃	〃	〃
特定非営利活動法人発達障害を考える会ぶどうの木	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスフレンズ	南丹市園部町美園町7の18	4. 4. 1
特定非営利活動法人アシスト	〃	放課後等デイサービスセンターるる	〃 八木町玉ノ井北沢23の4	4. 6. 30



京都府告示第577号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
大善サービス株式会社	就労継続支援（B型）	みらくるジャンプ	乙訓郡大山崎町字円明寺小字長慶4の1	令 4. 3. 7
株式会社TNYT	共同生活援助	グループホーム奏	長岡京市長岡三丁目15の3	4. 3. 24
社会福祉法人ふきのとう	居宅介護	ふきのとう訪問介護事業所あやべ	綾部市岡町長田3の1	4. 4. 1
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	行動援護	〃	〃	〃
社会福祉法人太陽福祉会	居宅介護	海山園ヘルパーステーション	京丹後市久美浜町湊宮467の60	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社カインドライブ	就労継続支援（B型）	就労支援事業所カインドワーク笠置	相楽郡笠置町笠置奥田1の2	〃
〃	共同生活援助	加茂タウンⅡ号館	木津川市加茂町大野北出畑27	〃
〃	短期入所	加茂タウンⅠ号館	〃	〃
〃	共同生活援助	〃	〃	〃
合同会社クローバニクルLLC	重度訪問介護	ねじまきらいふ	京田辺市三山木中央1丁目9の2 メゾンドール桜305号室	〃
一般社団法人GOODLINKS	居宅介護	居宅介護事業所ゆい	宇治市小倉町西浦33の32	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
一般社団法人APDO	生活介護	生活介護事業所めいる	城陽市市辺南垣内2の39	4. 4. 6
特定非営利活動法人障害・高齢者就労支援センター	就労継続支援（B型）	就労継続支援B型事業所LINK'S	亀岡市大井町土田2丁目11の20	4. 4. 25
合同会社なう	行動援護	支援センターはっする	向日市物集女町南条16 第一向日ハイツ101	4. 5. 1
株式会社サンアップ	共同生活援助	グループホーム3UP	長岡京市高台2丁目8の8	〃
のあ株式会社	〃	のあホーム	〃 井ノ内北内畑24の15	〃
社会福祉法人成光苑	短期入所	グループ・ホーム夢咲短期入所	舞鶴市字引土小字河原田470ほか	〃
〃	共同生活援助	グループ・ホーム夢咲	〃	〃
〃	居宅介護	ケア・オフィス夢咲	〃	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	生活介護	デイ・サービス夢咲	〃	〃

株式会社Trustcare	居宅介護	訪問介護ステーションプライト	向日市上植野町南淀井3の5	4. 5. 15
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
株式会社MUSHROOM	就労継続支援（A型）	就労継続支援A・B型事業所きのこ工場美山木の子	南丹市美山町鶴ヶ岡川合新田14・15	4. 6. 1
株式会社三喜	〃	プレイヤーズ京都	向日市向日町南山57の3	〃



京都府告示第578号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり、指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人京都ライフサポート協会	就労継続支援（A型）	工房あんじゅ	綴喜郡井手町大字多賀小字東北河原2の13	令 4. 3. 31
〃	就労移行支援	〃	〃	〃
株式会社EachOther	〃	EachOther	宇治市小倉町西浦99の35	〃
一般財団法人長岡記念財団	自立訓練（生活訓練）	多機能型事業所カメラア	長岡京市調子2丁目5の7	〃
特定非営利活動法人自宅生活応援団びかピカ	重度訪問介護	ホームヘルプセンターびかピカ乙訓	向日市寺戸町瓜生13の3 瓜生ハイツ1F110号室	〃
〃	居宅介護	〃	〃	〃
特定非営利活動法人ふきのとう	行動援護	ふきのとう訪問介護事業所あやべ	綾部市岡町長田3の1	〃
〃	重度訪問介護	〃	〃	〃
〃	居宅介護	〃	〃	〃
社会福祉法人山城福祉会	短期入所	ショートステイにじいろ	宇治市槇島町石橋13	〃
社会福祉法人京都太陽の園	就労継続支援（B型）	園部まごころステーション	南丹市園部町本町4	〃
社会福祉法人よさのうみ福祉会	共同生活援助	菜の花ホーム	与謝郡与謝野町字岩滝1256	4. 4. 1
株式会社つぼみ企画	行動援護	ホームヘルプセンターなのはな	亀岡市千代川町小川1丁目7の8	4. 4. 15
ケアアンドワイ株式会社	共同生活援助	グループホーム響	長岡京市井ノ内下東ノ口14の3	4. 5. 31
社会福祉法人ふくちやま福祉会	就労継続支援（B型）	ふきのとう作業所	福知山市奥野部小字三ノ宮252	4. 6. 30
株式会社カインドライフ	〃	就労支援事業所カインドワーク笠置	相楽郡笠置町笠置奥田1の2	〃

京都府告示第579号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
医療法人和松会 六地藏総合病院	宇治市六地藏奈良町9	令 4. 9. 29	令 7. 9. 28

京都府告示第580号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京都府地方務局長から通知があった。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

京都市中京区鍛冶町、壺屋町、宮木町、宗林町、西堂町、塩屋町、三条油小路町、猩々町、柿本町、姉西洞院町、釜座町、突抜町、町頭町、役行者町、衣棚町、柳水町、三条町、了頓凶子町、御倉町及び烏帽子屋町の全部並びに森ノ木町、石橋町、橋浦町、越後町、本能寺町、三坊西洞院町、津軽町、神明町、三坊堀川町、式阿弥町、姉東堀川町、長浜町、円福寺町、龍池町、西六角町、玉蔵町、骨屋町、虎屋町、場之町、橋東詰町及び饅頭屋町の一部

2 測量の期間

令和4年8月22日から令和5年2月28日まで

3 測量の種類

公共測量（4級基準点測量）

京都府告示第581号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測

量を実施する旨測量計画機関の長である精華町長から通知があった。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

相楽郡精華町全域（陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支処を除く。）

2 測量の期間

令和4年10月4日から令和5年3月31日まで

3 測量の種類

公共測量（数値地形図データ修正）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により京丹波町から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリハード&グリーン京丹波店
船井郡京丹波町須知居屋ノ下17番ほか

2 届出者の名称及び住所

株式会社コメリ
新潟市南区清水4501番地1

3 意見の対象となった届出及び届出日

法第5条第1項の規定による新設の届出
令和4年4月22日

4 意見の概要

法に基づき新設届出等の内容を周知させるための説明会であった住民からの意見について、真摯に対応されたい。

5 縦覧場所

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

6 縦覧期間

令和4年10月14日から令和4年11月14日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年10月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
舞鶴市字七日市小字上河原81の4の一部、81の12、
84の一部、字京田小字アコ215、216、市有地
(関連区域)
市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
大阪市北区大淀中一丁目1の88
積水ハウス株式会社

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第91号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年10月14日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

41,925人

京都府選挙管理委員会告示第92号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和4年10月14日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

362,030人

京都府選挙管理委員会告示第93号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の実選人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年10月14日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

北	区	30,434人
上	京 区	21,130人
左	京 区	41,533人
中	京 区	29,518人
東	山 区	9,653人
山	科 区	36,537人
下	京 区	21,624人
南	区	27,239人
右	京 区	53,890人
西	京 区	40,544人
伏	見 区	75,012人
福	知 山 市	21,066人
舞	鶴 市	22,183人
綾	部 市	9,136人
宇	治市及び久世郡	55,277人
宮	津市及び与謝郡	11,391人
亀	岡 市	24,426人
城	陽 市	21,279人
向	日 市	15,668人
長	岡京市及び乙訓郡	27,036人
八	幡 市	19,416人
京	田辺市及び綴喜郡	23,542人
京	丹 後 市	14,965人
南	丹市及び船井郡	12,665人
木	津川市及び相楽郡	33,586人

正 誤

令和4年10月7日付け京都府公報第350号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
752	右	上から19	措置事項	措置請求事項